

関係者各位

2026年2月14日

該 非 判 定 書

株式会社アートレイ
代表取締役 小森 活美



東京都杉並区高円寺北1-17-5
上野ビル4F
TEL: 03-3389-5488

下記製品について、輸出貿易管理令別表第1の第1項から第15項における
判定結果をご連絡いたします。

記

貨物名	遠赤外線USB2.0カメラ
型番	ARTCAM-384P-THERMO
輸出貿易管理令 別表第1 判定項番	10の項(2) 該当 10の項(4) 該当
判定資料	項目別対比表 添付

- 本判定書は、最新(令和8年2月14日施行)の改正政省令に基づいて発行されております。
- 輸出貿易管理令別表第2は対象外です。

以上

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応 (3 / 3)

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10－(2)光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 (2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)	注 釈	判 定 欄	記 入 欄
〔省令〕第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。 三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの ホ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであつて、 次のいずれかに該当するもののうち、ニに該当するもの以外のもの (一) 熱型でないフォーカルプレーンアレーであつて、 次のいずれかに該当するもの 1 要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの 一 応答時定数が0.5ナノ秒未満のもの 二 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの 2 要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの 一 応答時定数が95ナノ秒以下のもの 二 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの 3 要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が 1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの 4 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が 1,200ナノメートル超 3,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの (ゲルマニウムのみを用いた要素素子のみを有するものであつて、 要素素子の数が3.2以下のものを除く。) 一 要素素子の配列方向を基準とする 要素素子の縦横比が3.8未満のもの 二 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの 5 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が 3,000ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの 6 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で 最大感度を有するものであつて、次の一及び二に該当するもの 一 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が 10ミリアンペア毎ワットを超えるもの 二 要素素子の数が3.2を超えるもの (二) 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプレーンアレー であつて、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において 8,000ナノメートル以上14,000ナノメートル以下の波長範囲で 感度を有するもの 七の二 第三号ニ又はホのいずれかに該当するフォーカルプレーンアレーのために 特に設計した読み出し集積回路(民生用の自動車の ために特に設計したものを除く。)		告示貨物 除外 除外	該 当 ○ 非該当 × 対象外 － 〔○〕 〔-〕 熱型フォーカルプレーンアレーである 〔 〕 数値 () 〔 〕 数値 () 〔 〕 数値 () 〔 〕 数値 () 〔 〕 数値 () 〔 〕 数値 () 〔 〕 数値 () 《 》 数値 () 〔 〕 数値 () 〔 〕 数値 () 〔 〕 数値 () 〔 〕 数値 () 〔 〕 数値 () 〔○〕 マイクロプロメータ フォーカルプレーンアレーである 数値 (8000-14000) 〔×〕 《-》	
作成年月日 2026年2月14日 作成責任者 会 社 名 株式会社アートレイ 所属・役職 技術部 (フリガナ) 氏 名 小川 亮 電 話 03 (3389) 5488 (代表)		該当項番 ① 輸出令別表第1の項番 [10(2)] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [第9条1項第三号ホ] []		

*告示貨物＝貨物等省令第9条第三号イ、ロ、若しくはホ

※印の項目の判定欄が〔○〕である場合は、
その項目別対比表も作成すること。

